

第47回世界遺産委員会決議に係る対応について

参考資料2

●勧告及び作業方針（案）

<p>決議案：47 COM 7B.7</p> <p>世界遺産委員会は、</p> <p>1. 文書 WHC/25/45.COM/7B を検討した上で、</p> <p>2. 第41回委員会会合（クラクフ、2017年）、第43回委員会会合（バクー、2019年）、第44回委員会拡大会合（福州／オンライン、2021年）及び第45回委員会拡大会合（リヤド、2023年）で採択された決議 41 COM 7B.30、43 COM 7B.10、44 COM 7B.186 及び 45 COM 7B.84 を想起し、</p>	
勧告（ドラフト）	対応方針（案）
<p>3. 気候変動が同資産の顕著な普遍的価値（OUV）に及ぼす影響に対処するための気候変動に係る順応的管理戦略の最終化を歓迎し、当該国に対し、気候変動の影響に関する長期的なモニタリングや同資産のOUVの継続的な保護を含め、その実施のために十分な資源の配分を確保するよう要請する（request）；</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 科学委員会の助言を得つつ、地域連絡会議及び事務局にて引き続き対応 ・ 基本的には長期モニタリングにより気候変動による OUV への影響の把握に努めつつ、適切に対応 ・ 気候変動に係る順応的管理戦略に基づき対応
<p>4. また、トド（<i>Eumetopias jubatus</i>）を管理するための管理基本方針が、オホーツク海と千島列島の2つの繁殖個体群の新たな個体群動態モデルに基づいて改訂されたこと、採捕レベルがトドの個体群を保全すると考えられる制限内に設定されたことを<u>歓迎</u>する。また、当該国に対し、必要に応じてIUCN種の保存委員会と協議し、OUVの属性としての種の長期的な保全を確保するために、予防的で順応的であり、科学的な個体数データから継続的に情報を得ることができる持続可能な漁業管理アプローチを引き続き実施するよう要請する（request）；</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IUCN 種の保存委員会と協議部分については、科学委員会で対応の助言を得つつ、海域 WG で検討し、地域連絡会議及び事務局にて引き続き対応
<p>5. 資産登録以来、一部の海鳥の個体数が半減したと報告された原因については、継続的なモニタリング努力を通じて特定されることに留意し、さらに当該国に対し、OUVの重要な属性である種を維持するため、その結果を報告し、必要に応じて原因に対処するよう要請する（request）；</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域 WG の助言を得つつ、地域連絡会議及び事務局にて引き続き対応

<p>6. 資産に関する長期モニタリング計画（LTMP）の改訂が完了したこと、改訂された2022-2032 LTMPが、サケ科魚類、海鳥類、海生哺乳類などのOUVの属性を含む、クライテリア（x）の下での様々な生物多様性の価値への言及を含むことに謝意をもって留意し、さらに当該国に対し、保全状態をモニタリングし、OUVの保護を確保する管理決定に情報を提供する長期的アプローチの一環として、LTMPを実施するよう要請する（request）；</p>	<p>・科学委員会の助言を得つつ、地域連絡会議及び事務局にて引き続き対応</p> <p>※次回報告が2027年12月ということで、場合によっては第2期長期モニタリング計画の中間評価を添付。</p>
<p>7. また、河川生態系のモニタリングと改善を含む、2019年IUCN諮問ミッションの勧告に対する当該国の継続的な対応に留意し、当該国がこれらの行動を引き続き実施することを奨励する（encourage）；</p>	<p>・河川工作物 AP の助言を得つつ、地域連絡会議及び事務局にて対応を継続</p>
<p>8. さらに、知床半島における報告を受けていた携帯電話施設の建設が中止されたことに留意し、当該国に対し、資産内またはその周辺における将来の開発提案について、それを進めるいかなる決定を行うに先立ち、OUVへの潜在的な影響を評価するため、「世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンスとツールキット」に沿った環境・社会影響評価を確実にを行う必要があることを喚起する（remind）；</p>	<p>・引き続き、自然公園法等の国内法に基づく規制を適切に運用することで対応</p>
<p>9. 最後に、当該国に対し、2027年12月1日までに、世界遺産センターとIUCNによるレビューため、資産の保全状況と上記の実施状況に関する最新の報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する（request）。</p>	<p>・2027年12月1日までに保全状況報告書を世界遺産センターに提出予定</p>

●作業スケジュール（案）

年月	河川 AP	海域 WG	科学委員会	地域連絡会議	科学委員会事務局
～2026年7月					・モニタリングほか、必要な取組を継続 ・報告書骨子の検討
8月			【会議】 ・勧告に対する作業方針の再確認		
9月					・報告書素案（和文）の調整
10月				【会議】 ・報告書素案（和文）の検討	
11月	・報告書素案（和文）の検討 （ML活用）	・報告書素案（和文）の検討 （ML活用）		・報告書素案（和文）の検討 （ML活用）	
12月					
2027年1月	【会議】 ・報告書素案（和文）の確認				
2月		【会議】 ・報告書素案（和文）の確認	【会議】 ・報告書素案（和文）の確認		
3月				【会議】 ・報告書案（和文）の検討	・報告書案（和文）の調整
4月	・報告書案（和文）の検討 （ML活用）	・報告書案（和文）の検討 （ML活用）	・報告書案（和文）の検討 （ML活用）	・報告書案（和文）の検討 （ML活用）	・報告書案（和文）の調整
5月					
6月					
7月	【会議】 ・報告書最終案（和文）の確認	【会議】 ・報告書最終案（和文）の確認			・報告書最終案（和文）の調整
8月			【会議】 ・報告書最終案（和文）の確認	・報告書最終案（和文）の確認 （ML活用）	・報告書（和文）の確定 ・英訳作業開始
9月	・報告書（英文）の確認・修正 （ML活用）	・報告書（英文）の確認・修正 （ML活用）	・報告書（英文）の確認・修正 （ML活用）		・関係機関確認、本省調整 ・英訳作業終了
10月				【会議】 ・報告書（和文・英文）の確認	・報告書（英文）を本省に提出 ※10月上旬まで
11月					（本省での最終確認・決裁作業）
12月					12月1日 保全状況報告書提出締切